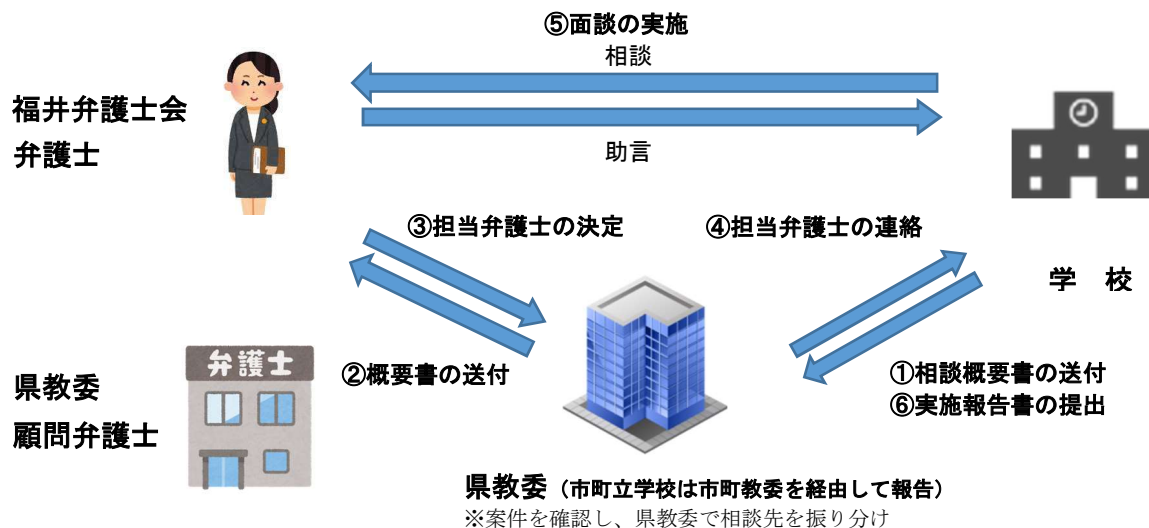


## 福井県教育委員会 スクールロイヤー活用事業の概要

- 1 事業内容 福井県内の公立小中学校および県立学校において発生した、各学校だけでは対応困難な児童・生徒に関する法的課題に対して、弁護士による適切な法的助言等が受けられる機会を設ける。
- 2 事業対象 公立小学校・中学校、県立学校に勤務する教職員および服務監督者
- 3 助言者 福井弁護士会から紹介を受けた弁護士
- 4 相談方法 担当弁護士の事務所での面接相談（1回1時間）を原則とする。  
担当弁護士と相談者の合意により電話相談（1回30分）とすることもできる。
- 5 相談の流れ 相談概要書を提出する前に、必ず県教委に相談する。  
（市町立学校は市町教委を經由）

相談概要書の提出：「相談概要書」を県教委に提出（市町立学校は市町教委を經由）  
 担当弁護士の決定：県教委から担当弁護士を連絡（市町立学校は市町教委を經由）  
 面談の実施：指定された弁護士と連絡をとり、面談を実施  
 実施報告書の提出：「実施報告書」を県教委に提出（市町立学校は市町教委を經由）



- 6 留意事項
  - ・スクールロイヤーは、常に児童・生徒の最善の利益を図る立場で助言をし、公立学校が行うべき法律上適切な対応を指導・助言する役割を担う。
  - ・相談案件によっては、県教育委員会の顧問弁護士が担当する。
- 7 担当部署 福井県教育庁教職員課